

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（条例等）

条例又は規則名及び条項	処分の概要	担当課名
盛岡市市営住宅条例（平成9年条例第32号） 第29条	模様替え等の原状変更の承認	建築住宅課

1 審査基準は、次のとおり。

原状に回復し、又は撤去することが容易である場合において、市営住宅を明け渡すときは、入居者の費用で原状に回復し、又は撤去することを条件として承認する。

2 標準処理期間は、15日とする。